

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 世羅町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.0%
全職員	66.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	100.3%
本庁係長相当職	99.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.8%
31～35年	97.5%
26～30年	98.5%
21～25年	95.4%
16～20年	93.1%
11～15年	95.5%
6～10年	95.2%
1～5年	92.0%

【説明欄】

全職員に係る情報の男女の給与の差異の割合(%)は、任期の定めのない常勤職員以外の職員において、職員数の男女差が大きく(男性が少なく)、一般事務職以外の職種(保健師、保育士、調理員等)への任用数の男女差によるもの。

役職段階別で本庁部局長・次長相当職は、該当する役職が無いため、記載なし。

情報公表の対象は、令和4年度(4月から3月までの1年間)の支給実績によるもの。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。